

多久市ボランティア連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、多久市ボランティア連絡協議会（以下『本会』という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を多久市北多久町大字小侍 45-31 社会福社会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ボランティア活動の振興をはかり、明るい住みよい福祉の風土づくりに寄与するものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡提携
- (2) ボランティア活動の普及と啓発
- (3) 各関係機関、団体との連絡協調
- (4) ボランティアの育成及び組織化
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと

(構成)

第5条 本会は、目的に賛同する多久市内のボランティアグループ及び個人、社会福祉団体などをもって構成する。

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとする場合は、入会申込書を本会に提出しなければならない。

- 2 退会する場合は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

(役員及び任期)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 理事若干名 会計幹事1名 監事2名

- 2 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠によって役員となったものは、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、理事、会計幹事、監事はボランティアグループ及び個人、社会福祉団体などから選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうち予め定められた順序に従い、副会長がこれを代行する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 役員会とは、各団体等の代表と監事・会計で構成する。

4 役員会において付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 年度事業計画に関する事業
- (2) 年度予算並びに決算に関する事項
- (3) 規約の制定及び改正に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する事項

(会計年度及び経費)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 本会の経費は、助成金、寄付金をもってあてる。

附 則

この規約は、昭和58年2月26日から施行する。

附 則

平成 3年3月23日全部改正

平成14年5月25日一部改正

改正後のこの規約は平成14年6月1日から施行する。

平成18年4月28日一部改正

改正後のこの規約は平成18年4月29日から施行する。

平成30年3月8日一部改正

改正後のこの規約は平成30年3月9日から施行する。